

「RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成22年4月20日（火） 19：30～20：50

場 所：栗東ニューハイツ自治会館

出席者：（滋賀県） 正木部長、上山管理監、岡治室長、中村主席参事、井口室長補佐、卯田主幹、平井副主幹、秦主査

（栗東市） 乾沢部長、竹内課長、太田主幹

（連絡会） 小野、上向、中浮気団地、栗東ニューハイツ、赤坂、日吉が丘、北尾団地の各自治会から計21名

（傍聴者） 1名

（県会議員）九里議員、木沢議員

（市会議員）國松篤議員、太田議員

（マスコミ）読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、京都新聞、中日新聞、滋賀報知新聞

（出席者数 43名）

1. あいさつ、「補足説明」の内容説明

住民：今日は県との話し合いということで、約1時間ほどお願いしたいと思います。

その後、終わりましたら連絡会の皆さんは残っていただいて、話し合いをさせていただきます。

そういう予定です。ではよろしく申し上げます。

室長：皆さんこんばんは。ただいまから、RD事案に関します周辺自治会の皆さんとの話し合いを始めさせていただきます。

始めるにあたりまして、正木琵琶湖環境部長からごあいさつ申し上げます。

部長：失礼いたします。皆さんこんばんは。4月から琵琶湖環境部長をさせていただいております正木と申します。よろしくお願いいたします。

私も隣の石部に住んでおりますことから、RDのことにつきましては関心を持って今までもおったわけでございます。

この4月から担当させていただくわけですが、誠心誠意、精一杯取り組ませていただきたいのでよろしくお願いいたします。

まず、このRD事案につきましては、10年以上にわたりまして周辺住民の

皆さんにご心配をおかけいたしており、どのような対策を講じるかにつきまして、皆さんのご理解、あるいはご同意がいただけない状況が続いているのが現状でございます。

こうした中、昨年11月には田島環境副大臣にご来県いただきまして、それ以降、環境省と協議を進め、1月23日には、環境省からの助言を踏まえさせていただいた「今後の県の対応」につきまして、周辺自治会の代表者の皆様がたにご説明させていただき、3月末までになんとかご理解、ご同意がいただけないか、というようなお願いをさせていただいたところでございます。

そうした中、各自治会ではたいへん熱心にご議論いただきまして、さる3月29日には、各自治会からいろいろなご意見をいただいたところでございます。

この3月29日の話し合いでは、「今後の県の対応」のうち、1番目の「基本方針」につきましては、おおむねのご理解がいただけたのかなと思っておりますが、残念ながら2番目の「有害物の調査・除去」の部分につきましては、ご理解いただけなかった部分があったように思っております。

また、3月29日には、説明会をぜひ開催してはどうかという自治会も多くありましたことから、本日、このような話し合いの場を設けていただきまして、連絡会からいただきました質問事項等に関しまして、県としての回答についての補足説明と、より踏み込んだ取り組みをご説明させていただきたいと思っております。

今年の1月にお示しさせていただいております「今後の県の対応」につきましては、環境省の助言を得て、また議会の承認もいただいているものでございまして、県としてお示しできる、実質的には最終のものでございます。

県といたしましては、これまで長い間住民の皆様がたにご心配をおかけしているこの区域におきまして、できるだけ早くこの区域からの有害物の流出を抑制し、県として責任を持ってしっかりと管理しながら、この区域の安定化を図っていく、こういう考えでございます。

本年度に計上いたしております有害物調査等の予算につきましては、3月末の地元のご理解、ご同意が前提でございまして、残念ながら期限を過ぎた状況にあります。

また、産廃特措法の延長の必要性を国に対して明確にお示ししていくためにも、支障除去事業に係る期間を含む実施計画の案をできる限り早期に提示することが必要になっております。

住民の皆さん、また私ども行政のいずれの願いも、1日も早く具体の環境対策を講じるなかで、安心して暮らせる住環境を取り戻そうというものでありますので、ご理解のほど、よろしく願い申し上げまして、冒頭にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

室長：私、最終処分場特別対策室長の岡治でございます。この4月から対策室にまいりました。本日、進行をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、この4月に県では大きな人事異動がありまして、本日も出席者が変わりましたので、この機会にご紹介させていただきます。

ただいまごあいさつをさせていただきました琵琶湖環境部長の正木でございます。

正木でございます。よろしくお願いいたします。

同じく、新たに琵琶湖環境部にまいりました、最終処分場特別対策担当の上山管理監でございます。

上山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年から引き続きまして、循環社会推進課の中村主席参事でございます。

中村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

同じく、昨年に引き続きまして、対策室の井口室長補佐でございます。

井口です。よろしくお願い致します。

同じく、昨年度からおりますが、対策室の卯田主幹でございます。

卯田でございます。よろしくお願い致します。

今年度から新たに対策室にまいりました、平井副主幹でございます。

平井です。よろしくお願いいたします。

同じく今年度から新たに対策室にまいりました、秦主査でございます。

秦と申します。よろしくお願いいたします。

対策室はあと2名おりますが、留守をしております。22年度はこの体制で進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

栗東市の紹介をいたします。

乾沢部長（栗東市）：皆さんこんばんは。市役所の環境経済部長の乾沢でございます。いつもありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

隣におりますのが、生活環境課長の竹内でございます。2年目になります。よろしくお願いいたします。

あと、係長の太田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

室長：本日、この会議に引き続きまして、先ほどお話ありましたように別の会議を持たれると聞いておりますので、1時間、時間をいただいているということでございます。ですので、8時半に終わらせていただくということで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど、部長のあいさつにもありましたように、1月23日の県の対応の、特に2の有害物の調査・除去の部分につきまして、我々県の思いをよりご理解いただけますように、県としてのより踏み込んだ考え方を、正木部長よりご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

部長：失礼いたします。それでは私から、県としての考え方を改めてご説明させていただきます。

資料は、お手元でございます「補足説明資料」というホチキスで留めたものと、もう1枚、1月にお示しさせていただいている「今後の県の対応について」という1枚物の2種類を使ってご説明させていただきます。

無い方ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この資料に沿いまして、順番に考え方をご説明させていただきます。

まず先に、有害物調査につきましてご説明させていただきます。

環境省や今後設置することを予定しております有害物調査検討委員会からの助言を受けて決定しなければならない部分もございますが、住民の皆様から前向きなご意見、あるいはご心配をいただいておりますので、これまでの説明を1歩進めた補足説明をさせていただきます。

まず、1番の「ボーリング調査位置の設定」についてでございますが、30メートルメッシュでのボーリングを基本としながら、必要に応じまして10メートルメッシュで実施すると申し上げておりますが、この際、地図上で機械的にボーリングの位置を決定するのではなく、元従業員の方の証言などRD関係者からの情報ですとか、住民の皆様の意見を反映させていただいて、位置を決定したいと考えております。

また、過去の調査結果から有害物の存在の可能性が高いと思われる地点につきましては優先して調査を行うなど、より効果的に有害物を見つけるために柔軟に対応させていただきます。

次に、2番の「ガス調査」についてでございます。

ボーリング調査を基本として、有害物を見つけるとしておりますが、ボーリングの位置の決定に際しましては、細かく表層ガス調査を実施したいと考えておりますし、また、ボーリング掘進中にも一定の深さごとにガス調査を実施し、異常があった場合にはさらに詳細調査を実施するなど、ガス調査の結果も活用して有害物を見つけたいと考えております。

次に、1つ飛びまして、4番のサンプリング調査のところに入りますが、ボーリング採取しました廃棄物層の分析方法をどうするのか、ということがございます。

これまでの説明では、おおよそ3メートルごとに試料を取り、全ての層の試料を混ぜて検査する、即ち、全層混合試料分析を行って有害物があるかどうかを判断することといたしておりました。

しかしながら、全層混合試料分析では有害物は見つからないのではないかとのご心配をいただきましたので、全層混合試料に加えまして、有害物質の存在が最も疑われる1層を選んで、試料を採取して分析することとしたいと考えております。

また、これらに加えまして、それ以外の層につきましても、油染みや臭気、燃えがらのような、有害物が疑われる場合につきましても、追加的な分析を実施することとし、有害物を見つけ出す確率を上げたいと考えております。

場合によりましては、この追加的な分析は、住民の皆様の方でも、ご要望がございましたら、独自に分析していただくなど、クロスチェックができるようにすることも考えております。

こうして見つかった有害物は、ボーリング調査のおおよそ3メートルごとの層、10メートル×10メートル×3メートル、これを単位に掘削除去したいと考えております。

なお、有害物を掘削除去するに際しましては、有害物が発見されなかった他の層につきましても掘削することになりますが、他の層から掘り出されました廃棄物につきましても、そのまま埋め戻すというのではなく、分別したのち場外処分する等、適正に処理いたします。

最後に、8番の「対策工法について」でございます。

本年1月の際に申し上げさせていただいておりますとおり、県は、過去の調査や今回の調査の結果を受けまして、対策工法を最終的に決定させていただきたいと考えております。

また、住民の皆様からのご意見、あるいはご要望を踏まえさせていただいて、できる限りこの区域の汚染状況を詳細に把握できるよう、しっかりとボーリング調査や地下水調査などを行うとともに、対策工法につきましても、「有害物をできるだけ除去する」ことを盛り込んだものとするを考えております。

したがって、対策につきましても、これまで説明させていただいておりました「よりよい原位置浄化策」を見直して、1歩さらに進めたものになると考えております。

以上、有害物調査につきましても補足説明とさせていただきます。

繰り返しとなりますが、できるだけ早くこの区域が安定化いたしますように、「可能な限り有害物を見つけ、取りに行く」というのが県の姿勢であることをご理解いただきたいと思います。

次に、その他の項目につきましてご説明させていただきます。

有害物調査以外の個別の項目でも、既に文書によりまして回答させていただいている内容に4点を追加する形で、現在の県としての考えにつきまして説明させていただきたいと存じます。

3番の地下水モニタリングのところですが、地下水や浸透水の調査についてご説明させていただきます。

地下水や浸透水の調査は、汚染の状況をつかみ、対策工法を決定する上で大変大事であると考えておりますが、県といたしましては既存の井戸で対応したいとしておったところがございます。しかしながら、既存井戸だけでは不十分との意見もいただいております。

そこで今回、ボーリングの一部を観測井戸にすることで、既存の井戸を補完することにしたいと考えております。

次に、6番の調査方法の詳細というところがございますが、「ボーリング試料の分析方法」についてでございます。

溶出試験だけでなく含有試験が必要であるというご意見をいただいておりますことから、含有試験も実施いたしたいと考えております。

含有試験の結果、環境基準を超えないものの、土壤汚染対策法の指定基準を超過するものが発見された場合につきましては、調査検討委員会の助言をいただいで、適切に対処いたしたいと考えております。

次に、5番の「まとめて存在する環境基準を超えるもの」というところの説明でございますが、「まとめて存在する環境基準を超えるもの」、これをどのように考えるかについてでございます。

ボーリング調査を行いまして、有害物の有無をおおよそ3メートルの層ごとに判定していくわけでございますが、その層が2つ以上隣接して確認された場合と考えております。

今、前のブロックのように位置しているものでございますが、2つ以上の層が連続しているような部分でございます。

「まとめて存在する環境基準を超えるもの」が発見された場合の対応については、早期安定化への寄与といったことを考慮しながら、除去を念頭に、調査検討委員会で検討いただきたいと考えております。

次に、最後になりますが番号7、検討委員会委員の選任についてでございます。「有害物調査検討委員会の委員の選任」ですが、委員には、廃棄物工学や地盤工学、地下水などの分野の我が国の権威であるような方から5名程度就任いただきたいと考えておりますが、住民の皆さんにこれらの分野の専門家でご意中の方がいらっしゃれば複数推薦していただきたいと思っております。環境省とも相談をさせていただいて、その中から1名を選任させていただけたらと考

えているところでございます。

以上で、私から特にこれまでの説明に対する補足説明をさせていただきました。ぜひ、いろんなご意見をこの場で賜れればと思っております。私どもも精一杯の案ということで、いろいろ中で検討させていただいてまとめてきたものでございます。ぜひともご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。まず、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2. 意見交換の概要

室長：ただ今、より具体の補足説明ということでさせていただきました。これの内容につきましてご質問を受けさせていただきたいと思えます。何かご質問ありましたら。

住民： の ですけども。5番に「まとまって存在する環境基準を超える」のところで、10メートル×10メートル×3メートル、これが2つ以上の層があった場合、ということは、これ10メートル×10メートル×3メートルだけでも300m³、ドラム缶にして6000本。そんなものがまとまってあるわけがない。今まで、かき回してかき回して投棄されているわけですね。それがまとまってあるなんてあり得ない。それがしかも2箇所以上ですよ。そんなことあり得ない。もっと、本当の除去をできるような対策を考えていただきたい。

主席参事：一応、調査の方法については、ご説明しているとおりでございますけれども、ボーリングしてですね、3メートルずつ掘っていくことになりましてね。その3メートルの層で、今これボーリングしてですね、この黒い線が3メートルごとだとしますと、ここの中の1本で環境基準を超えましたと、次の1本でも超えましたと。これ全部を取るわけじゃなくて、この中の抽出試料でやります。抽出というのは、今までもやっておりますけれども、この3メートルの中で少し汚れているというようなところがわかったものがあると、この3メートルを全部まぜてしまうんじゃなくて、この3メートルの中の汚れたと思われる部分を取って、それを代表させてこれを取りましょうという話をしているわけです。おわかりいただけますでしょうか。これを全部一緒に取ってしまうんじゃなくて...

住民：その逆もあるわけでしょ。あるのに見つからない。それはそのままになっちゃう。今おっしゃったのは、その場所で1ポイントでもあったらそれ

だけどけましょうと。

主席参事：そういうことでございます。

住民：ということは逆もある。逆というのは、その横にはあるけれどもここにはない。その場合はありませんでした、結果的にはそうなるわけです。

主席参事：あの、ちょっと理解できないんですけど。どういうことでしょうか。

住民：3メートルに至る深さの中の1点をポイント的に調べるわけでしょ。

主席参事：目で見ても、特に汚染の可能性のある部分についてそれをピックアップして分析しようと考えています。

住民：そうなってくるとね、水銀なんていうのは、鉱物的なものはまったく、ちょっと違いますね。

主席参事：それはどういう理由によるのでしょうか。水銀が違うというのは。

住民：水銀だとか、鉛だとか、金属。金属というのと揮発性のだとか、焼却灰だとかいうのは、明らかに違いますよね。

主席参事：違わないと思いますが。金属も揮発性のものも土壌の間隙中に存在するわけですね。土壌の粒子に付着して、その隙間におけるわけです。これは、金属も揮発性の有機物も変わらない。違うというのなら土壌中に含まれている水銀は違います。土壌の粒子の格子結晶の中に含まれている水銀は違うと思いますけれども、汚染というものは土壌と土壌の粒子のすきまの間隙にそういったものが付着している状態を汚染と呼んでおります。で、違うという理屈については、もう少しご説明いただけますでしょうか。

住民：何かな。その溶けてる。それはあくまで溶けてその中に入っているという前提でしょ。

主席参事：今申し上げておりますのは、ちょっと拡大しますと。(板書)土壌の粒子がこのように地下にありますね。で、汚染されるというのは、汚染物質がこういうところに付着しているということを申し上げておるんです。土壌

の粒子の中にそもそも入っているもの、これは、もともと鉱物に入っているものですよね。そうじゃないですよ、今言っているのはこういう汚染。こういう汚染、たとえば地上から染みこんできて、こういうところが汚染されている、こういうものを汚染と言っておりますが。それと、今の水銀と有機汚染物質が違うという理屈はどこにあるんでしょうか。

住民：ん～、例えば、焼却灰だったらどうですか。

主席参事：焼却灰でも同じですよ。たとえば鉛なんかですと、こういう鉛の化合物が燃やすことによって分子になりますよね。こういうものになりますよね。これイオンですよ。これがこういう形でひっついている。焼却灰はそういう、たとえばプラスチックみたいなものに色素として入っているものを燃やして、鉛のイオンに分解してしまうわけですよ。それが地下に染みこんでいって、こういうところにくっついていく。これが汚染です。揮発性の有機物質も同じようにこういうところにくっついていく。これが、揮発性のものですからこのすきまを通して蒸発していくから、我々が申しているようにここに穴を掘って、ガスを抽出しようとして申し上げているんです。

住民：先ほどの2カ所以上というのはどうなりますか。

主席参事：2カ所以上というのは、ピックアップして、この中で3メートルの層と3メートルの層で汚染の可能性があるところをピックアップしてきて、それが環境基準を超えてましたと、これとここが超えてましたとしたら、この2つとそういう意味合いです。

住民：どうして1カ所じゃないの。どうして2カ所なの。

主席参事：広がりがあるということを言いたいんです。我々が問題にしておりますのは、汚染の影響ですよ。みなさんが感じていらっしゃるように地下水がどのように汚れてくるかでございますので、地下水に影響を与えるのは、そのくらいの量が必要だと。たとえ濃度が高くてもほんの少しの量ならば問題にならないですよ。

それで一定の広がりがある、広がりがあるからこそ、地下水の汚染に問題になってくる。そういう意味合いでその広がりというのを我々は今ブロック2カ所と考えたわけでございます。

住民：あの、このまえ委員会の調査の時に掘って、掘削してたときに、底にどろっと真っ黒なものがありました。その上はそういうものがなかった。だから、極端に違うんです。それはどうなんですか。

主席参事：ですから、そういう汚れたものをまず探しにいきましょう、その広がりがどんなものかということですよね。

住民：2カ所ですよ。

主席参事：ですから、そういったものが、例えば移動しているのであれば、横を探すという話になりますよね。縦方向もあれば横も考えましょうということだと思います。

住民：でもそれは、10メートルメッシュでしょう。そんな、10メートルじゃないですよ。

主席参事：ですから、繰り返し申し上げますけれども、周辺への影響というものを考えればですよ、一定の広がりがあることが地下水の汚染に影響があることだと考えます。

住民：それはね、ちょっとRDの場合の認識とちょっと違うと思うんです。あそこは、深掘りされてて粘土層が破壊されているわけですよ。部分的に。だから、ポイントであっても地下水に流れ込むわけですよ。

主席参事：ですから地下水に薄まるときに、濃い濃度のものがたくさんの量薄まれば地下水に影響があるということですよ。いくら高い濃度であってもその量が限られておれば、その影響度は低いというふうに考えます。

住民：ちょっと納得できないですよ。それは。

主席参事：ですから、例えばあそこに流れている地下水の保存量をもう1度計算しなくてはなりません、結局我々が飲む水の飲料用水基準と比較することになるわけですよ。その濃度というのは、たとえば、こういった鉛の量を水の体積で割った量ですよ。結局、分母が大きければですね、薄まってしまふんです。これは、周りへの影響は低くなるというふうに考えております。したがって、ある程度の広がりをもったものでなければ影響は低いと考

えております。

住民：今現在、かなりの汚染がされているというのはご存じなんですよ。

主席参事：ですから、地下水の中でそういったものが見つかってきていると、物質的にはいろいろ出てくると思いますけれども。こういうふうなシス 1,2 ジクロロエチレンというようなものが1番出てきてますよね。あるいは...

住民：そんな難しいこと言われてもわかりませんよ。

主席参事：ああ、そうですか。申し訳ないです。

住民：ほとんど分かりません。申し訳ない。下げてもらえますか。

住民：それとね、分母が大きかったら広がらないと言われますけどね。そんなの理屈上のことですよ、それは。

主席参事：いや、理屈で考えるべきだと思うんです。

住民：いやいや、要はね、悪いものが出てくるから何とかしよう。悪いものはね、大きなところに固まってないから影響が少ないということを言い始めたら、すべてOKですよ。

住民：論理的に片付いてしまいますねん。

主席参事：我々がその影響度を比較しようとしているのは、その濃度の広がりを見ようとしているわけですよ。そこに、一定の枠組みを決めて、じゃあどうしようということを考えているわけですので、その枠を当てはめる、基準を当てはめるということは大事だと考えているわけですけども。

住民：要は1つ1つの方法でね、どうやるか、ああやるかというところに、あまり細かいことを持ってきてしまうと、みんなわけわからなくなってしまう。

主席参事：一定の基準を当てはめるということは必要だと考えています。私の説明がですね、細かすぎたのでしたら、もう1度説明するようにさせていただきますけれども。一定の基準、ここを線を引いてこれ以上のものという線

引きは必要であると考えています。

住民：例えば処分場はこんな大きなものがありますよね。いまこういう悪いものが出ていたと。これはなんでだと。これは取らなあかんというふうになったときに、がばっとみんな混ぜて、すりこぎみたいに全部やってしまって、そうしたら濃度低くなりますよね。では、これ大丈夫ですよ、みたいな話になってしまいますよね。

主席参事：まず、我々、混ぜることに対してかなりのお金も時間もかかると思っています。そんなことをするようなことは、当然考えておりませんし...

住民：そういうことに近いことを難しい説明の中でやらんといて欲しい。というのはわからないようになる。

主席参事：ですから、単純に申し上げて、ボーリングしながら汚染の可能性が強いところを探って分析していきます。その分析したものが一定の広がりがあれば、それを除去の対象として検討したいと、そういうことでございます。

住民：広がりというのが2カ所あるとかね、3メートル×10メートルで2カ所連なったらとか話をしはるわけですよ。それを私らは、それじゃ見つからんじゃないかと危惧しているわけですよ。

主席参事：失礼ですけど、具体的に見つけるというのは、皆さんがイメージされているのはどういうふうなものでございましょうか。

住民：いや、よくわからへんよ。そんなの聞かれても。

主席参事：いや、ですから、我々の方法では見つからないということでしたら、何らかの方法があるという理解をさせていただいたんですけれども。それについては、何か対案がございませうでしょうか。

住民：対案なんかないですよ。そちらが考えたらいいいんですやん。

住民：1カ所でも超えたらおかしいでしょ。それ、何で2カ所というの。

部長：ちょっとすいません。彼は化学の専門なんで、私の方から。私はまった

くの素人ですので、素人感覚でしゃべらせていただきますと、まとまっている場合は、除去することを前提に委員会に諮りましょうと、こう言っているのであって、逆に言えばボーリングをいろいろメッシュの中でしていけば、一定発見ができるんじゃないかと、そういうふうに私らは考えているわけで、それは別になにか我々が勝手に言っているわけじゃなく、いろんな事例を踏まえて、専門家の連中が考えてくれたものだと、私らはそういうふうに思っている。ですから、発見するのはそれでできるのではないかと。後は、どれだけ除去するかといったときの基準が、それだけまとまっているような場合は除去してはどうか、こういうふうに私らは思っているわけです。

住民：今、部長さんおっしゃいました、ボーリングを30メートルメッシュでやればですね、かなり見つかるようなお考えで説明されたように思いますけども、このメッシュでピンポイントでやってどれだけ見つかるかということです。ごく一部、ほとんど見つからないほうが多い。現実にはこういうことがはっきりしているわけです。これ、青森・岩手でもそういう実績がございます。ご担当の専門家の方も、ほとんど取れなかったと。ごく一部しか見つからないんですよ、ピンポイントですからね。めったに有害物があるわけじゃないんです。局所的に偏在している、当たるか当たらないか八卦じゃないですけども、だいたいそういう確率の問題なんですね。「固まって見つかった」という説明で補足質問させていただきたいのですが、「固まって存在する」というのは、だいたい規模としてね、どれくらいだね、規模を考えておられるのか。例えばですね、我々はですね、ドラム缶1本だいたい200リットルですか、5本で1立米ですね。まあ1立米、ドラム缶5本、本当に有害物があれば、これは大変だという認識ですね。常識的にそういうことですね。ドラム缶が20本も、30本も、100本もあればこれは大変なことだというふうに思いますね。ところが、今の県のほうからご説明いただいているのは、例えば10メートルメッシュのものが隣り合う2本あれば、例えば3メートルの深さでね、10メートル隣り合うとなれば、取り除く量はどれくらいとお考えになりますか。黒板に書くまでもないんですけども、ちょっと失礼します。(板書)例えば10メートル、10メートルこういくつやるかわかりませんがこう調査をします。例えばここここで有害物が見つかった、これ最低の条件、積み固まってという、1つだったら固まってといわないんですよ、2つないといかんのですね。そうしますと、これが10メートルですね、この範囲、ここもここもないわけですから、だいたい中間とります。普通だいたいこういうブロックでとりますね。そうしますと、これ20メートル、こっちが10メートル、そして深さが3メートル、これかけ算しますと600立米、600立米というのは例えばドラム缶で何本でしょうか。5本で1立米です。3000本ですよ。これが県のいう「固まって」という規模ですよ。「固まって」の限度を超えてい

る、山ほどのものを県は「固まって」といつている。我々は常識的にですよ、ドラム缶5本も有害物あればこれはえらいことだと、そういう認識なんですよ。

主席参事：まずですね、紙のほうをご覧いただきたいと思うんです。2ページのところですね、ここの5番の「まとまって存在する環境基準を超えるもの」というのですね、こちらの1月23日のほうの2番「有害物の調査、除去」、2通りございましてね、まず、1月23日のほうの2番ですね、特別管理産業廃棄物相当のもの、これは、今のまとまってじゃなくって、たちまち取るということですね。これは見つければ取るということですよ。特別管理産業廃棄物の基準まではいかないまでも、環境基準を超えるもの、これについては「まとまって」の判断でいきましょうということなんです。数字を言いますと、例えば鉛でいきますと、0.3と0.01のこのところですね、これより上は取りますと、ここからこの間は「まとまって」の判断をさせていただきますと、そういうことでございます。

住民：環境基準を超えたら出しますと。

主席参事：いえ、環境基準を超えて、まとまってある部分については、検討委員会に伺います。

住民：以下については？0.3というのは環境基準？

主席参事：これは、特別管理産業廃棄物の判定基準ですね。これより上の部分については、これは有害物として...

住民：それは文書に載せなくても当然やるべきことですよ。

主席参事：こことこの間のものですよ、0.01から0.3までの間。これについては、今ほどご説明ありました、こういう形で検討させていただきます。そういうことでございます。

住民：それは、0.01から0.3までの間はそうしますというのは県が決めるわけですね。

主席参事：今回ご説明させていただいた、詳細については調査検討委員会でご検討いただくと。

住民：ほとんど変わってないということですね。

住民：全然変わってないですよ。

住民：どこが変わったんですか。

住民：補足説明にですね、特管物のことが書いてないんですけども、これは補足説明がないんですか。

住民：特管物は基準は変えられないんですか、ということです。

主席参事：従来どおりでございます。

住民：そこが1番のポイントじゃないんですか。

住民：特管物は0.3でしょ、それで環境基準でいったらなんぼなんですか。鉛は0.01ですね、つまり30倍です。環境基準を30倍以上超えないとですね、とにかく取らないと。それ以下のものは「固まって」あれば取ることも検討しましょうと、こういう対応方針ですね。で、さっき言いましたように、「固まって」というのは、こんなものあるはずがない、ドラム缶6000本でしょ、例えば。

主席参事：ですから、申し上げましたように...

住民：環境基準を超えて特管物以下のこの範囲のもの、この範囲のものはそれだけなかったら取らないということでしょ。そんな馬鹿な話はないと言っているんですよ。

主席参事：ですから、その部分については、先ほどもお話ありましたように、ドラム缶という形じゃなしに、いろんなものが混ざり合った状態であるわけです。

住民：そんなことわかってますよ。それをドラム缶に詰めたらそうなりますよという例えの話です。

管理監：素人が説明させていただきます。

住民：素人は説明せんといってください。

管理監：おっしゃいましたけども、ボーリングはですね、この中にボーリングするわけですね。この中で重なり合うか、この隣の層とつながってるか、こういうことで除去しようかどうするか決定するということです。ただ、このボーリングのコアの中で発見されれば、この全体を除去しますよ、こう申し上げているわけでございまして、このコア全部でなければいけない、ということではないというのが1点でございます。それと、確かに、ピンポイントで廃棄物が捕捉されるかというご質問がございますよね、私もそう思いました。4月7日に環境省に行って同じことを質問したんですよ、そうしたらどう言われたかといいますと、他府県でもこういう事例たくさんありますよと、30メートルメッシュ、見つければ10メートルメッシュ、これは他府県の事例と比べても非常に多いほうですよと。私これを聞いて安心したんですよ。で、今回加えて、表面のガス調査、これもやります、きめ細かくやります。RD関係者の証言、あるいは住民の皆様のご意見、あるいは過去のデータをふまえて極力有害物を探しにいったって有害物を除去しますよと、こういうことを申し上げているわけでございます。ボーリングのコアの試験方法につきましても、全層の混合試料分析だけではなく、1層については必ずやりますよ、他の層については目視をして、有害物の存在のおそれがある部分についてもやりますよ、すなわち全層を調べるということまで踏み込んでますので、その点をご理解いただきたい。加えて含有試験もすると申し上げています。含有試験をするということはどういうことかといいますと、環境基準未満のものについても、探し、対応を検討すると。ここまで踏み込んでいるわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

住民：サンプリングを全層混合試料とすると、分析するときは全部試料として分析するわけですね。各層をとらまえにいくというのが、そのへんが意味がわからないんですが、各層1つずつ取っていくというわけではないんですか。

管理監：分析方法につきまして、もう少し素人が説明した方がわかりやすいのかなと思ひまして、彼はオーソリティですからあれですけども。まず申し上げておりますのは、各層少しずつ試料を取って、混合し、何時間か振って溶出試験をしますよと、こういうことです。それと1層についても必ずしますよと、こういうことでございます。

住民：1つだけですか？

管理監：1つだけ。で、他にしなかったところがございまして、それについては目視をして怪しいなと思われるものについては必ず調査をしますよと、こう申し上げているわけでございまして、各層を調査するという事まで踏み

込んでいると、こういうことでございますのでご理解いただきたい。

住民：各層を...

住民：すみません。その1層はね、どういう基準で1層を選ぶの。例えばそれがね、7層か8層かありますね。深さが20メートルとしたら3で割りましたら7層ある。その中で3メートルごとにサンプリングされるわけですが、そのうちの1層が最も怪しいと、そこは分析1層単独でやりますとそういうご説明ですね。

主席参事：そうでした。

住民：それをどういうふうに1層選ばれるんですか。誰にだってわかりませんよね、そういうことは。

主席参事：ですから先程から問題となっているのはその焼却灰とかですね、あるいは汚泥とかいうのがありますので、そういった性状をまず参考にさせていただきたいと考えております。

住民：そんなことよりも私、当初から申し上げているんですが、分層でやってください。できないということだと、全層で混合してしまうと仮に悪いものがあったもどの位置にあったのかということすらわかりません。そうでしょうか？混ぜちゃうんですから。

主席参事：混ぜた結果ですね、その数値を当然基準と比較するわけですね。その上で、基準値を超えるようなものがあるとするならば、それは今度は2分にしておか下にあるのか。

住民：今度、詳細調査で。

主席参事：そういうことをしていきたい。

住民：2度手間だというんですよ。

主席参事：いえ、ですから...

住民：本末転倒ですよ。そんなことよりも、混ぜますと濃度が薄くなりますね。例えば7層だったら1層、そんなに上から下まで有害物が埋まっていることはまずありませんよね。局所偏在的に1層、せいぜい1層か2層くらいに見つかればこれは大したもんだというふうに思うんですけど、そういう中で全層混合しますとサンプルの数だけ薄まるということですね。そうすると分析もしにくくなります。濃度が非常に薄くなります。それとね、環境基準を超えないと調査の詳細調査に入らないんでしょ。

主席参事：はい、そうです。

住民：そしたら環境基準を超えて固まったものは取りますといいながらですよ、環境基準だってですよ、例えば環境基準の2倍とか3倍超えるものも各所にあると。そういうものをやればですよ、環境基準以下になっちゃいます。全層混合で。

主席参事：ですから先程僕が申しましたように、混合したものについて比較した上でさらにそれが超えているようであれば、その詳細にどこにあるのかということ...

住民：超えないと言っているんですよ。環境基準を超えたものはおそらく見つからんでしょうと。

住民：だって、環境基準の8分の1の値に下げてこれをクリアしたクリアしないいうんやったらこれはまだ話がわかる。そのままではあかんでしょう。

主席参事：ですから2通り今回やると申し上げましたのは、まず混合のことをやってピックアップ調査をしますと。で、怪しそうなものをその中1層選んでやりますと、2段でやりますと。その2段の中でそういうものを探したいと。

住民：ややこしいことをせんと最初から分層でやってください。例えば5メートルだったら5メートルごとにとると、2カ所から3カ所取ると。分層でやればいいんですよ。どこだって分層でやってますよ。

主席参事：ですから5メートルごとで取ろうとしたところで5メートルのものを全部混ぜてしまえば薄くなるという話だけですよ。

住民：10メートル混ぜるよりましですよ。

主席参事：ですからその今...

住民：大体どの層にあるのかというのがわかりかねますよね。

主席参事：3メートルごとで最初説明させていただきましたけれども、3メートルの中では、関連がありそうな、例えば色づきが違うところをピックアップしますと申し上げています。今そこに8層ございましたけれど、その間については最も濃いと思われるものをピックアップしていきますと。

住民：目で見て判断できるほど単純なものでないでしょう。

主席参事：私どもとしては、廃棄物であるならばその性状がわかりますので。今おっしゃっているのはそれが土壌と混ざってしまっている状態であれば、土壌と混ざって薄まってしまっているということをおっしゃてるんですか？土壌と混ざって薄まっているのであるならば、その、逆にね、環境上の問題というのはどういうふうに引っ張り出していくんでしょうか。

住民：あの、大変失礼ですけど今まで現場で掘削の立ち会いをなされたことはございますか？

主席参事：RDの現場はございません。

住民：廃棄物は見られてますか。

主席参事：はい、それは見ております。

住民：見てね、これは有害物であるとかないとか疑わしいとかわかりますか？

主席参事：ですから、先程申し上げましたように性状で、例えば灰が混じってるなり汚泥なりあるいは臭いなりというところで確認しているからということになるのだと思います。

住民：平成19年も同じ調査をしたんです。それをサンプリングするとき私も立ち会いました。今言われるようなやり方でやりました。そのデータを1回見て

もらいたい。それまでも、いくつかいろんなところの、おかしいですねということ住民が指摘して県が分析したデータもあります。今までの間にね。1回それも見てほしい。出てきたかどうかを見てほしい。

主席参事：ですから、それだけやって出てこなかったと聞いておりますが、過去の調査においてはその程度のレベルであったのではなかろうかと思えます。で、今回についても同じだと、もう少し踏み込んだ形でやらせていただいてピックアップさせていただきたいと。

住民：この前、焼却炉の横なんですけどね、その時に掘ったわけですよ。ドラム缶もこの下から出てきました。その時はこの土、全部真っ黒ですよ。何が何やらわからない。そして何日かしてから行って撮ったのがこの写真です。明らかに灰、焼却灰です。でもその時は真っ黒で何もわからない。で、焼却灰は無しという判定をされた。そうですね、井口さん。焼却灰は見つからなかったですね。でもこれは明らかに灰ですよ。それで私持って帰って家で調べました。乾燥させて。そうしたら明らかに粒子、細かい粒子なんです。灰ですよ。その時はわからなかった。そういうことはどうされるんですか。どうやって分別されるんですか。

主席参事：分別ってことじゃなしに、その性状を見てですね、それを先程の可能性が高いと思われる1点に加えたいということでございます。

住民：その可能性がわからないと言っているんですよ。全部真っ黒なんですよ。結局**物が多いからすべて真っ黒なんですよ。

主席参事：先程おっしゃったように、20メートル全部が真っ黒ということではないというふうにこちらからおっしゃったと思うんです。

住民：でもその時は真っ黒です。後々は変わりますけど、時間が経てば変わります、でもその時は真っ黒です。全部臭いもしますし全部真っ黒です。

主席参事：そうですね。その、空気に当たってないですからすべて嫌気性の状態で、硫化鉄で黒くなっているのだと思いますが。

部長：あの、この調査のですね、具体の仕方ということについていえばですね、これは有害物調査検討委員会を設置すればその中でいろいろな議論があった

り、先生方の、いわゆる専門の先生方からですね、アドバイスを受けながら当然それはやっていくことになるだろうと思います。こういう記述を設けていてもですね。ですからそういう、むしろ1日も早くそういうふうな調査に踏み出すことの方が私は大切なんじゃないかと、今こうやって私らが議論していても...、やはり早く踏み出して調査を始めるといったことの方が大事じゃないのかなと、こういうふうにかう思っております。

住民：調査ということに関しては異議はないんですよ。問題はその内容です。どうやってするかということです。

部長：ですから、逆に始めからその中で、この検討委員会を設けるわけですのでそこに専門の先生らも入ってもらうわけですし、当然環境省のアドバイスも受けるわけですので、そういう中で、いやここはこういうふうにしたほうが良いというのがあれば、うちの方も、当然これは環境省の支援を受けないとやれないわけですので、当然そういう中でより精度の高いやり方というものも出てくるんじゃないかと思うんです。

住民：前回の県との交渉のときも、私はそういう焼却灰なら、取って例えば電子レンジでも乾燥させれば粒子状がわかると、焼却灰かどうかわかりますよという提案をしましたが、あっけなく不採用でした。そうですね、井口さん。

室長補佐：そうです。文書で回答させていただいたとおりです。

住民：そういう対応なんです。今まで何にも私たちの言ってる提案というのは一切譲歩してこなかったんです。これからはされるんでしたらぜひともしていただきたい、お願いしたい。

部長：ですから、いろんなご意見あったことなんかをですね、ご理解をいただいて有害物調査検討委員会をスタートできれば、そういう中で皆さんからあったご意見なんかも踏まえていただくように要請するというのも可能なわけですので、ぜひ1日も早く調査の方に踏み込むことにつきましてご理解を賜りたいというふうに思っております。

住民：すみません。時間がだいぶ迫ってきているように思うんですけれども、いくつかございますけれど1つだけにしておきます。また、別の機会を設けていただけますね？お話し合わせていただきます。どうしても今日お訊きしたいのはですね、有害

物を特管物と、特管物相当と定義していらっしゃいますね。今日補足説明という文書です、今まで私どもがお願いしておりましたことを何項目かはかなり踏み込んで歩み寄っていただいていると大変ありがたく思っているわけですが、その中に全然取り上げていない特管物ですね。ご承知のように特管物というのは管理型の処分場で処分するときのひとつの判定基準ですね。これは有害物を除去する今の RD 問題については、その基準というのは何の関係もない基準でございますね。どうしてその特管物を有害物とするのかということですね、どういう根拠で今回有害物除去の判定基準として持ってこられるのか。というのは、今までの過去の調査で特管物相当というのはほとんど出てないでしょ、過去 10 年近く。何回もいろんな必要のつどですね、調査されて分析もされている。でも特管物相当というのは出てきておりません。今まで過去にないですよ。

主席参事：出てきてないですね、はい。

住民：そんな、過去何回もやって全然出てこなかったものを判定基準にしてね、今後出る保証というのは何かあるんですか。

主席参事：いえいえ、あくまでもこれは基準でございますので、金属等の...

住民：だから、管理型処分場の処分する判定基準というのはよくわかりますけど、それと今回の我々のね、この問題の有害物を除去する基準とどういう関係があるんですか。

主席参事：ですから、そもそもその判定基準という根拠でございますけれども、皆さんご存じのとおり環境基準の 10 倍、あるいは 30 倍。で、その基準というのは、例えば工場をみてみますと、工場から出す排水基準と同じでございます。工場であれば今の判定基準と同じレベルの濃度を河川に流し出すことができると。土壌の粒子に吸着する可能性の高い重金属については、3 倍でございます。排水基準が 3 倍緩くなっておりますけれども、皆さんこの近辺にあります工場からでもその判定基準と同じ濃度のレベルであれば、河川に流すことができると。それ以上のものであれば、当然流したら捕まると。罰則規定がございますので捕まる。そういうふうな形ですべてこういった公害関係のものについては、判定基準、排水基準同じレベルのもので通している。したがって、このものについても判定基準を採用させていただきたいというのが我々の考え方でございます。

住民：はいはいはい。それは管理型の排水基準はどうですか。

主席参事：管理型の排水基準は同じです。

住民：安定型処分場の跡地ですね、ここは。

主席参事：ですから、もう1度お話ししますが、判定基準はどこのレベルと同じですか
ということをお願いしますと、工場の排水基準と同じレベルですべて線が統一されて
いる、そういうことでございます。

住民：有害物を見つけにいていただくんでしょう。そのためにわざわざ調査してもら
うんでしょう。

主席参事：有害物というのは当然皆さん...

住民：見つけるために見つからない判定基準をおいて見つけにいきますといっても見
つからないのではないかな、というふうに思います。

主席参事：ですから、それは先程の隙間の部分の話はございますけれどもね...

住民：基準をもっと下げるとかね、下げないとこれだというのが見つからないのでは
ないかなと。せっかく一所懸命やってもね、試験だけして余分な金使ってね、結局
見つからなかったら、それだったら浄化しましょうかとなって、浄化負荷の大きい
浄化になってずっと長いことそういうことをせなあかんと。

主席参事：ですから、これは一律の基準でいくべきだというふうに考えております。
判定基準...

住民：一律じゃなくて見つけるためにはどうしたらいいかということをもとまず考えない
と。こうなったら、これだけでもあったら、それを取り込める基準を考えないと。

主席参事：ですから、その部分については先程まとまったとご説明させていただ
いたとおりで...

住民：だから、その「まとまった」はいいんですよ。「まとまった」はやったらいいいん
だけれども、特管物の基準をまずポーンと持ってきてね...

主席参事：その上の判定基準については、これは他のところでね、工場でも処分場でも全部同じような基準で一律にいきましょうという話です。

住民：県はそれでいいんですよ。それはよろしい。我々は、ここ安定型4品目しか入れてはいけないところなんです。これが基本なんです。本来ならそれ以外みんな出してくださいと主張してもいいんですよ、ある意味ではね。

住民：管理型の処分場のような構造になっていませんからね。そういうものを残したらいけないんですよ。

住民：そういう主張するんだったら、我々は安定型処分場4品目だけ残して後はみな出してくださいという主張しかできないんですよ。話し合いにならないんですよ。

主席参事：ですから、有害なものという定義はしている。その上でまとまったものがあれば、それも除去を検討してですよ、いきましょうという話です。

住民：有害物は、我々はね...

主席参事：有害物の定義の問題ですからね。

住民：環境基準を超えたものは有害物というふうに当然目指すべきではないかというふうに考えています。なので、土壤環境基準ですよ、10倍ないし30倍も高いハードルを設けてね、ほとんど過去の調査でも1回も出てることのないような基準でね、有害物を一所懸命探しますと言われても、なんぼ一所懸命やったらそんなもの出てくるはずがないじゃないですか。

部長：だからですね...

住民：我々、そういうふうに思ってるんですよ。

住民：今のにしてもうひとつ質問。これ初めて出てきていますね、**が言っている。これ環境省とこの案を作るにあたっては協議されている。環境省はこの部分どういうふうに見ているのですか。特管物相当について。

主席参事：これで了解です。

住民：了解してるの？ほんとに。

住民：ですから、環境基準を有害物の判定基準とできない理由をおっしゃっていただきたい。我々はね、そんな、やったって出て...

主席参事：ですから、先程から申し上げておりますとおり、その間の部分についてもこれは当然諮ってですね、それをどういうふうに対応していけばいいのか検討させていただきますというふうに自分が答えさせていただいているところでございます。あくまでもその分の有害物、定義の問題だけなんです。そこをどう対処するかの話については踏み込んだ話をさせていただくだろうと思うんですけども。

管理監：我々は土壤汚染対策法も基準にしますということを上申しているんです。それはなぜかという、含有試験をさせていただきますと言った時点でそういうことなんです。それで具体的にどうするかということはですね、その出てきた物質の、すみません素人がこんなこと言って。出てきた物質のその性状によっても違うでしょうからそれは県の方に任せましょうと、こういうことです。それと委員会ができましたらこうした場も住民のみなさんの思いも聴いていただけるような、ディスカッションしていただけるような場も設けさせていただきますと、こう申し上げているわけですから、かなり皆さまの主張に沿った形で今日は示させていただいたものと我々は認識しているんです。

住民：要は環境基準を超えたものについてもグレーといいますか、そういう範囲として検討すると。

管理監：環境基準未満でも検討しますと、そこまで申し上げているんです。

住民：全層混合試料の分析結果について言われているんですか？

管理監：もちろんそれはボーリング調査の結果...

住民：それと関係なくって、そのボーリング調査の全層混合試料の分析結果について言われてるんじゃないかと、とにかく環境基準以下のものでも現実にあればそれを検討するということですか？

管理監：そういうことです。だから特管物は関係ないといったらおかしいですけどね。

住民：それはどこに書かれてるんですか。

管理監：それは含有試験をするということがそうじゃないですか。

住民：含有試験してもですよ、含有試験をして環境基準以下のものについて検討されるの？

管理監：それはですね。6番の2つ目のポチ、6番の調査方法の詳細の補足説明の2つ目のポチです。

住民：含有試験の結果を受けた対応については有害物、だから含有試験の結果というのは、含有試験ですよ、環境基準を超えたものについてどうすると、こういうことでしょ。

管理監：いやいや...

住民：以下のものを検討する？

管理監：環境基準と土壤汚染対策法の基準とは違いますよね。そうですね。環境基準を超えていけば除去を念頭に書けるんですよ。環境基準未満のもので土壤汚染対策法の基準を超えるものについてはどう取り扱ったらいいか調査検討委員会に諮りますと、そう言ってるんですよ。

室長：まだまだ議論も尽きないとは思いますが、お約束の時間をちょっと超えましたので。

住民：これだけの補足説明が必要なこの1月23日の文章というのは、これはだいぶ欠陥があると僕は思うんですよ。これ文章自身がね、補足説明をこれだけしなきゃいけないような文章というのは、これは誤解も生むし、これを補足説明を追加してですね、書き換えてもらえないかなというふうに思うんですけど。こっちと照らし合わせながらああでもないこうでもないというのは非常に難しいので、この文章というのはだいぶと補足説明がこれだけ必要なものだというような意味で、まだ十分じゃないということで、もうちょっと十分な文章にしてもらって、これ1枚読めば全部がわかるというふうに変えて、次提示してもらえませんか。

室長：そのへんはまたわかりやすく整理させていただきたいということでございます。ちょっと、もう時間が。よろしいですかね。

住民：頼みます。はい、はい、もうちょっと聞いてよ。

室長 こっちはいいんですけれども。

住民：ちょっと質問なんですけど、2番のガス調査のところでガス調査をしていただけるとことでありがたいなと思うんですけれども、検知管でされるんでしょうか？どういう調査、分析をされるんでしょうか。

主席参事：この丸の1番については、検知管を考えております。当然、揮発性のものでないと引っかかりません。これは重金属について引っかかりませんので揮発性のものについて検知管でちょっと密度を濃くしてやりたいと考えています。

住民：2番の孔内ガスは。

主席参事：これはポーリングポイントですね。ポーリングポイントにおいて、携帯型の機器を持ってきて簡易に測れるものを測ればと思っております。

住民：GC/MSにかけるということはなさないんですか。

主席参事：2番の状態ですね、3番にございますけども、何らかの異常があった場合には、もう少し精密な調査ということで考えたい。

住民：精密分析というのはGC/MSにかけるということで...

主席参事：ものによってはそういうことも考えております。

住民：すいません、そのガスのことなんですけれども、土対法、環境基準の中にも土対法が入っているのかなあという思いなんですけど、土対法の中でもガス調査がありますよね。それは検知管、そういうのでOKということですか。それとも正式なやり方と言ったらおかしいですけども...

主席参事：PID使ってる場合も、ごめんなさい、ガスクロマトグラフを使っている場合もあるかと思えますけれども。

住民：土対法でいくとそれできちっとやりなさいというふうに私は解釈しているんです。

主席参事：ですから、まず、数をこなしたいんですよ。そのピックアップの丸の1番については、できるだけたくさんの表層調査をやってですね、その上で、ある程度可能性のあるところについてはもう少し調査をやっていく形、段階を踏みこむというような形をとりたいと考えています。

住民：また次の時にまたいろいろ質問したいと思います。ほか、どうですか？ちょっとだけお訊きします。1つは、我々去年11月に対策工実施の基本要求を出しています。これは我々連絡会の基本的な考えです。それを1つきっちり読んでいただいてこれに反映していただくようお願いします。我々の考えは基本要求にきちっと挙げていますのでこれを目標にしています。それともう1つ、環境省の話が出たんですけれども、自治会長の話し合いを九里議員さんを通じてお願いしているんですが、県の方をお願いしていると聞いてるんですけど、状況を聞かせていただきたいと思っています。

九里議員：3月29日の話し合いの後の部分の2回をどうしたらいいのか、1回は今日だと思っんですが、1回、2回お話し合いをするということで、新体制になっていただいて、さっき部長さんを中心に、その1回目が今日です。それを環境省との話し合いの場、来てもいいよという部分を前任者の上田室長なりから聞いていますので、今の新体制になっていただいてからもゴールデンウィーク明けくらいになるかもわからないということも含めて聞かせていただいています。その話をたぶん言うておられると思うんですが。そうですね。

住民：いや、具体的にどうこうという返事はまだないので。

九里議員：今、皆さん方がおっしゃっているのはそういう機会をもってもらえるかどうか。

住民：それと進捗状況はどうですかと。

九里議員：進捗の話ですね。

部長：関係者の方でも、時期さえ合えば、というふうなお話は聞いているんですが。

住民：まあ、進めていただいているという。できるだけ早い時期にお願いします。県の方と話をしておいていいわけですね、その件は。環境省さんと。

部長：基本的に県が当事者としてやらなきゃいけないことですので、環境省がそれを決めるというものではありませんので、われわれ自身がやらなければいけないことですから。

住民：今の予定は連休明けということですか。

部長：具体的にはまだですが、むしろ我々が関係者からアドバイスを受けながらやっていることですので、できるなら我々でちゃんとそこらへんをしたいというふうに思っています。

住民：早くもう1回来ていただいけませんか。環境省にいろいろ私たちも直接お訊きたいことがあるのでそういう場を持ってほしいということをお願いしているの、早く日を決めて調整にかけていただきたいと思います。

住民：この資料だけど、冒頭、部長があいさつでね、環境省と協議をした県としての最終案だ、というのがありましたね。1月23日に。ところが私たちは環境省が県にどんな指導をしたのか、中身がわからないわけです。そういう意味で直に1回環境省に地元住民の意見を聞いてもらって、どう考えているのか知りたいな、例えばこういう思いが我々周辺自治会側にはあるわけです。そういう意味で環境省との話の要望を挙げている、そういうことなんです。県は何回もやっておられると思うんですが、そういう意味なんですね。で、例えば先程も有害物は、定義について、特管物相当だと。これは県が環境省の指導を受けているとおっしゃっている。ほんとうに環境省がそう言っているんだろうかと我々は知りたいわけです。そういうこともありますのでね、そういう場を設定してほしいという要望を我々は挙げていたと、こういうことなんです。

九里議員：そこはっぺん聞いてもらってますよね。日とかそのへんは今　　さんがおっしゃっていただくんですが、県の方を通じていう形になってますので、そこはちょっとご理解を。

住民：よろしくお願いします。　　さんはどうですか。

住民：環境省の方へこちらの住民団体の方も行ってお話をされてるんですね。そうしますと、そこで環境省が言っておられることと県が環境省から助言を受けて住民に対策、方針を示されてることと、かなりギャップがあるように思うんです。環境省の言っていることをそのまま県はうまく受け取って住民に対する対応をしておられるのか、そのへん私らは非常に疑問に思っているんです。私ら、県の今の態度を見ておりますと、10年来運動をやってますけれども、なんら変わってない。環境省の助言もまともに聞いておられない。そのようにしか受け取れない。どうでしょう。

部長：決してそのようなことはないと思っておりますが、ただ、充分でないということであれば、そこらへんのところは勘弁させていただきたいと思います。

住民：環境省へこちらから言いますと、県のほうはもっと住民側に歩み寄りなさい、こういうふうに指導してますよとおっしゃる。全然それが見えないんですけど。そういうことで1度、県のほうとは環境省はしょっちゅう会っておられるけれども、我々も直に環境省に住民の声も聞いてほしいというのが我々の希望なんです。それと、もう1点よろしいですか。

部長：今、ちょっとお言葉返すようなんですけど、環境省からも確かに住民の皆さんの声も充分よく聞いて対応しなさいよというご指導をいただいているわけで、だからこそ我々もそう思ってさせていただいてるわけですので、その点はご理解をいただきたいと思います。

住民：なかなか信用が取り戻せない。

住民：言いにくいこと言って申し訳ないんですけども、それとね、先ほど さんが言いましたように、基本的な考え方という基本要件というものを出しているんです。その中で、検討委員会についても基本要件の中に出していると思うんですが、それは住民側としましては、あくまでも県との直接対話でいこうやないかと、このように申し入れをしておると思うんです。ここで今日おっしゃるのは、意中の人があるならば複数推薦していい、5名の委員の中1名くらい入れてもよろしいですよと、こういうことですね。これでは住民側の意見が反映されないと私は思う。やはり同数、委員会を立ち上げられるのなら同数。委員会は私要らないと思うんです。前にね、対策委員会をやれと、対策委員会で答申を出されたその答申ですら反古に県はされた。この検討委員会も第2の対策委員会やないですか。私はそういうふうに思えてならんのですよ。

部長：これ、大変高額な税金を使ってこれからもさせていただくわけですので、やはりそ

うした専門家の意見を聞いてですね、しっかりとやる必要があるというふうに私どもは考えております。

住民：住民の意見が反映されるようなやり方でしてもらわないと、県はあくまでも合意と納得を大前提にすると、こうおっしゃっているんですからね。それには県の言い方を、あくまでも県に合意をしろというだけではだめだと思いますよ。

管理監：おっしゃっていることは非常にわかりますし、ごもっともなことだと思っております。ただ、部長が申しましたように、この委員会です、対策工についても最終アドバイスいただくわけでございます。で、対策工をするためには国の補助金をいただくわけございまして、対策工全体を国に上げて国の承認を受けて初めていただけるわけございまして、国の方も別途学識者の第三者機関にかけて、RDの滋賀県のこの対策工がそれでいいのかどうか、合理的なのかどうか、経済的なのかどうかということ審査されるわけございまして、だから我々もやはりその筋の権威といわれる方に委員になっていただいて、国の機関が通るようにしないといかんなあと、こういうことがありましたので、そう申し上げているわけでございます。

住民：わかりますけれども、そういう趣旨で前も対策委員会を作られたんでしょう。それを反古にしておいてまたやったって、まただめです。やられると思います？

住民：はい、よろしいですか。他ございませんか。

住民：いっぱいあるんですけどね。地下水のこととかいろいろあるんですけど時間がな
いから、今日はあれしますけど、本当はいっぱいあるんです。

室長：今日はたいぶ超過しましたので、このあたりで終了させていただきたいと思
います。よろしくお願ひします。本日の会議の締めにあたりまして、正木部長からごあいさつを
申し上げます。

部長：どうも長時間にわたりましてありがとうございました。私も初めてということで充
分な説明もできませんでしたこと、まずお詫びをさせていただきたいと思ひます。ただ、
私どもも、当然皆さまもそうだと思いますが、1日も早く具体の対策を講じて住民の皆
さまに安心をしていただくというのが共通の願ひだと思ひますので、また議会等
でも大変厳しい財政事情の中でも、1億8000万もの予算をお認めもいただいて
おります。当然4月議会、6月議会等々ではしっかりと我々も説明をしていかなければ
いけない、こういう状況の中でございまして、1日も早くこの調査に踏み出さ
せていただきたい、

このように思っておりますので、今日もこの後また、意見交換等、話し合いをしていただけるというようなことをちょっとお伺いいたしておりますが、なにとぞご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます、今日のお礼のごあいさつとさせていただきます。どうか今後ともよろしくお願ひ致します。

住民：次はいつ頃させていただけるのでしょうか。

管理監：我々はもういつでも結構です。

住民：次回も早くお願ひをしますとは聞いています。なので、今日の話踏まえて、これからそのへんの調整をさせていただきます。

以上